キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）　（単位：千円）

項目	金額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 18,001,258
人件費支出	△ 9,023,407
その他の業務支出	△ 912,117
運営費交付金収入	20,674,260
大学院教育収入	91,354
受託研究収入	1,404,405
共同研究収入	168,323
受託事業等収入	18,607
補助金等収入	8,744,314
補助金等の精算による返還金の支出	△ 2,213
寄附金収入	62,405
その他収入	1,155,347
預り金の増加	26,075
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,406,096
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△ 11,000,000
定期預金の払戻による収入	16,500,000
有価証券の取得による支出	△ 4,050,000
有価証券の売却による収入	4,050,000
有形固定資産の取得による支出	△ 9,520,560
無形固定資産の取得による支出	△ 17,300
施設費による収入	5,372,126
減価償却引当特定資産の繰入による支出	△ 889,475
減価償却引当特定資産の取崩による収入	152,183
小計	596,973
利息及び配当金の受取額	68,485
投資活動によるキャッシュ・フロー	665,459
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△ 589,532
ＰＦＩ債務の返済による支出	△ 157,126
小計	△ 746,659
利息の支払額	△ 134,728
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 881,388
Ⅳ　資金に係る換算差額	—
Ⅴ　資金増加額	4,190,167
Ⅵ　資金期首残高	8,206,629
Ⅶ　資金期末残高	12,396,797

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		972,734,690
当期総利益	972,734,690	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	972,734,690	
国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額		
教育研究・組織運営改善積立金	—	972,734,690

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。なお、文部科学省が指定するプロジェクト研究は業務達成基準を、退職一時金、教育・研究基盤維持経費等は費用進行基準を採用しております。

また、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構運営費交付金における収益化の進行基準に関する取扱要項に基づき、機構長が指定した事業については、業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としております。主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	３～50年
構築物	３～75年
機械及び装置	３～17年
車両運搬具	２～７年
工具器具備品	２～20年

なお、受託研究収入等により購入した償却資産については、令和５事業年度以降に取得した資産で、当該資産を当該研究等の終了後に他の目的に使用することが困難な場合、及び令和４事業年度以前に取得した資産は当該受託研究等期間を耐用年数としております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。